

【佐藤浩雄議員】

それでは、一番最後の一般質問をさせていただきます。財政問題では再三質問が出ておりますので、あるいは重複する点もあるかと思いますが、新米議員ですので、お許し願いたいと思います。

平山知事は、去る5月19日の臨時記者会見において、「新潟県中期財政収支見通しと財政健全化に向けた取り組み」を発表いたしました。その内容は、本議会で再三取り上げられておりますので、省略させていただきます。

私は、この新潟県財政の分析と平山知事の記者会見要旨を読んで、大きな分析視点が欠けているのではないかと思います。それは、日本の行財政システムが集権的分散システムをとっている結果、権限と財源が中央に集中し、膨大な補助金行政や国の景気対策に伴う移転財源が伴っていることに起因する財政危機の視点が抜け落ちていることなのです。このことについて、平山知事は、記者会見などでは「複雑怪奇」などという表現を使っているだけで、国の地方財政対策にどのような態度をとってきたかわからないのであります。

また、バブル崩壊後、銀行の公的支援も含めて、数百兆円もの景気対策により、新潟県の健全財政が破綻することはわかっていたのですから、新潟県の健全財政堅持のために何をしてきたかも不明なのであります。その結果、新潟県ばかりでなく、県下の112市町村も深刻な財政危機の中にあるのではないのでしょうか。この点も不明なのであります。

もし新潟県の健全財政堅持のためのこの間の対策が不十分だったとすれば、その理由は何だったのかも分析すべきですが、その点についても、中期財政見通しは触れておりません。県民がわかりやすいというならば、そのような分析は必要なのではないでしょうか。

確かに平山知事の言われるとおり、新潟県財政は危機にあると思います。問題は、この財政危機はなぜ起こったかであります。ここのところの、先ほど指摘した分析がなくては、今後の対策が全く違うと思うのです。

平山知事も暗に指摘しているとおり、財政危機の一つは、補助金カットや減税と景気対策の財源確保のために発行した膨大な地方債にあるのです。その財源の補てんと財源確保のために、地方交付税財源がない中で、交付税特会の借り入れや測定単位の数値や、事業費補正の要素として採用する手法は、基準財政需要額のみを増額いたしました。その結果、交付税特会借入金残高の地方負担分は、平成11年度末で22兆円になる見込みです。

また、地方財政全体の借入金も176兆円にもなりました。新潟県の地方債残高は平成11年度予算規模を超え、1兆6,911億円となり、平成15年度には2兆円を超える予測なのであります。また、公債費も1,243億円となり、平成15年には2,000億円台の大台を突破することになっております。

さらに問題なのは、こうして乱発した地方債の元利償還により膨れ上がった財源不足を、各地方自治体が持っていた特定目的基金や財政調整基金を取り崩して充当した結果、各地方自治体の基金がなくなり、財政危機は深度化していったのであります。財政力の弱い我が県では、既に財政調整基金がゼロになってしまっていることが、雄弁にその事実を物語っているのです。

本来、国が景気刺激策を、恒久減税や大規模な財政出動によって行うとすれば、基本的に国の責任において行うべきなのです。国の赤字国債は最終的に中央銀行が処理できますが、地方債は住民が返さなければならないという、根本的に違う構造となっております。それなのに、国の公共施設建設の政策誘導に乗って、地方債を大量に発行することは許されてよいのでしょうか。

もっと別な角度から言えば、国は地方がどれだけの基金を持っているか、正確に把握をしているのですから、地方の基金を当てにして景気対策を行った、地方の財政余力を吐き出させるために景気対策を実行したとさえ言えるのではないのでしょうか。

このような手法は、もっともっと深刻な問題を引き起こしています。公債費にまた交付税が充てられることから、本来一般財源であるべき交付税が、地方債の償還金で補助金または公債費に変質してしまっているのです。一般財源であるはずの地方交付税が補助金化し、公債費化して、特定財源化し、地方交付税制度そのものが変質し始めているのです。

このように、日本の地方財政制度は、さまざまな変則的措置を重ねながら公共事業政策に動員されてきたために、もはや立ち行かなくなっているのではないのでしょうか。これが、今回の新潟県をも含む各地方自治体の財政危機の本質ではないのでしょうか。

地方交付税特会の借入金、地方債の元利償還金を後年度の地方交付税基準財政需要額に組み入れていく各種の変則的な地方債の断続的発行、地方単独事業の拡大による急速な地方債の累積と公債費の膨張、財政調整基金の枯渇など、その制度的ゆがみが限界に達していると言ってよいのではないのでしょうか。

また、交付税特会の借入金は、地方自治体全体の借金にもかかわらず、この新潟県財政の危機的な分析には何ら触れていません。

このように、交付税特会の借入金は隠れ借金化して、日に日に膨張を続けているのではないのでしょうか。大変危険なことであります。そのような交付税特会の借入金も、新潟県の借金とされているのです。そのことに、この分析が何ら触れていないのはおかしいと思うのです。

私がなぜ地方財政制度の危機を強調するかといえば、既にオイルショック時の地方財政の危機のときにとられた国庫補助負担率の引き下げに伴う交付税加算措置は、極めて不十分なものであります。しかも、その加算や過去の交付税特会借入金の国庫負担分も、加算が次々と繰り延べられています。例えば今年度の交付税特会に繰り入れられるべきもののうち、6,685億円を平成17年度以降まで加算が延期をされておりす。

このようなやり方では、国は地方財政の破綻の原因をつくっているのに、我が県が、その反省もなく、国の景気対策や減税の責任と財政的な負担を地方がまた、その原因と責任の追及なしで負担をするという繰り返しをやろうとしているのではないかと思うからであります。このようなやり方で、我々の世代が作り出した地方財政の借金を子供や孫の代まで押しつけることは、果たして許せるのでしょうか。やってはいけないことではないでしょうか。その点が、私が強い危機感を持っている問題点なのでございます。

平山県知事は、記者会見の発言で、財政の危機的状況を県民に知ってもらい、わかりやすくするために大変な努力をした、今後も積極的に広報などで知らせていきたいと述べておりますが、単に借金をして事業を行い、借金がふえたから財政危機で、県民は一定の我慢をしてほしいなどと述べるなら、県民に財政危機をわかりやすく説明したことにはならないと思うのです。

新潟県財政がなぜ危機に陥ったのか、その原因と責任はどこにあるのかを明確にしながら、これからの危機に対応する抜本的な解決策を示して、県民への協力を求めるべきであって、その分析を欠いた今回の「新潟県中期財政見通しと財政健全化の取り組み」は、大きな欠陥を持った分析ではないでしょうか。

私は、そのような問題点を明確にするために、以下の質問を行います。

まず、地方財政危機などに関連する質問をいたします。

まず第1に、平山知事の地方財政危機に対する受けとめについてお聞きしたいのであります。今年度の地方財政対策としては、恒久減税による財源不足2兆6,000億円と、通常収支における10兆4,000億円の合計の地方財源不足約13兆円のうち、減税補てん債2,678億円、財源対策債2兆2,500億円、交付税特会借入金のうち地方負担分4兆2,127億円、合計で6兆7,305億円が、後年度の交付税が減るといって地方への負担となることが明確です。

このように、本年度も繰り返されている理不尽な地方への財政負担の強要と、交付税特会の隠れ借金や変則的な地方債の継続的発行などにより、現在の地方財政の危機が発生し、その地方財政制度の制度的なゆがみが限界に来ていることを、平山知事は受けとめているのかいないのかをお聞きしたいのであります。

第2に、なぜ新潟県財政が危機に陥ったか。その原因の一つに、交付税財源の問題があります。自治省財政課長内簡ですら、通常収支に係る地方財政不足は、恒久減税分を除いても約10兆4,000億円で、4年連続して地方交付税法6条の3の2違反であると指摘されておりますし、実際は6年も続いております。交付税財源を確保するために、地方交付税法6条の3の2違反であることを指摘し、抜本的な交付税財源の確保を求めるべきではないでしょうか。

既に地方分権時代を迎え、国と地方は対等で、協力し合う関係です。112市町村の代表として、知事は発言すべきであると思います。そして、今年度実施されているたばこ税の一定割合を地方へ移転したり、法人税を0.5%引き上げるなどというこそくな手段ではなく、交付税財源である所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の算入率を抜本的に拡大すべきではないでしょうか。平山知事のお考えをお聞きしたいのであります。

第3に、この新潟県の財政分析には、交付税特会の借入金について何ら触れておりません。これも新潟県民の借金ではないですか。今回の恒久減税による地方交付税地方負担分は、減税分の7,642億円と通常分3兆4,485億円となる予定ですが、これも交付税特会借入れで処理されています。しかし、国が交付税法6条の3の2違反の状態を放置したままで、交付税特会の借入金が地方のものだと言わせておくわけにはいきません。これも、本来国の責任において措置すべきであると思いますが、平山知事のお考えをお聞きしたいのであります。

第4は、安易な県債の発行で新潟県財政を危機に陥れた元凶の一つですが、交付税の変質の問題です。地方単独事業などの手法により、基準財政需要額に元利償還金を加算するやり方は、交付税の補助金化であり、交付税の公債費化であって、地方財政の硬直化を招いている元凶であります。交付税が真に一

般財源として機能させるためには、このようなやり方はやめさせるべきであります。財政力のない自治体であればあるほど、国の政策誘導に乗り、財政破綻を早めている原因が、この手法であります。これは、明らかに一般財源である交付税制度を変質させています。平山知事のお考えをお聞きしたいのであります。

第5は、自主財源比率が低い新潟県は、一般財源が特に低い。したがって、地方財源確保の問題は新潟県の重要な問題です。地方交付税制度が国のナショナルミニマムを実現する財政調整制度とするならば、4%の自治体のみが不交付団体であることは、明らかに制度の欠陥を示しております。

この克服のためには、まず国の財源を地方に移譲し、地方税の拡充を行い、地方の財源を強化すべきであります。例えば地域に偏在度が低い、相対的に均等な形で散らばっている税として、個人住民税、個人県民税、地方消費税などの面で、地方の取り分をふやすと同時に、事業税の改革、例えば変動と地域間格差が大きい所得課税から外形標準課税、付加価値税などへの転換を求めていくべきではないでしょうか。現在、交付税を交付されている以上に国税を納めている都道府県が3分の2以上あるのですから、国の財源を地方に移譲するだけでも、相当数の不交付団体がふえてくることになります。

新潟県は地方財源をどのように求めていくのかを明らかにしていただきたいと思うのです。また、交付税制度改革をどのように求めていくのかも明らかにしていただきたい。財源や基準財政収入額、基準財政需要額の強化をどのようにすべきか、そこを明確にすべきであります。平山知事のお考えをお聞きしたいのであります。

次に、新潟県の健全財政化に関連する質問を行います。

第1は、健全財政化に向けた取り組みであります。財政健全化の基本的な取り組みとして、健全財政化に取り組み、中期的に財政収支の均衡を図る、弾力的な財政運営を確保する。義務的経費である公債費の縮減に向けた投資事業のあり方や、人件費の縮減に向けた定員、給与の適正化などの財政構造の転換、財政体質の改善強化にも対応していきます。本年秋までに財政健全化計画を策定、公表しますとなっております。

しかし、私から見ると、県が作成した今回の中期財政見通しの参考資料の図8でも明らかのように、新潟県は投資的経費の割合が全国平均よりも高いが、その傾向は最近特に強くなってきております。また、公債費が財政を圧迫することは、起債したときから既にわかっていることなのでありますから、これは災害復旧のためなのか、それとも国の景気対策に十二分に協力していることのあらわれなのかも明らかにしていただきたいのでございます。

このことは、結局新潟県は今後も国の景気対策に全面的に協力するのか、それとも財政健全化を重視して、もう協力しないのかも明確にすべきではないでしょうか。この問題を放置しますと、地方財源がない中で、国が経済見通しの0.5%成長確保のために、再び三たび景気対策を行ったときは、新潟県はやはり景気対策に乗らざるを得なくなると思うのです。そのときは、財政健全化計画などは、絵にかいたもちになる危険があるということです。

第2に、平山知事が不退転の決意で財政を健全化するというならば、明確な数字を入れ、議会で承認された財政フレームを策定すべきではないかと思うのです。具体的な数値を挙げた財政フレームがない中では、職員の意識改革も困難ですし、中期的な予算総枠の策定も、事業の優先度を厳しく検証し、事業の再構築も困難であると思えます。

健全化の取り組みは、新潟県の各年度の予算編成に当たっては、国の予算や地方財政計画の動向などを勘案しながら、毎年度の予算編成方針の中で策定していきとなっておりますが、6年間で収支均衡するためには、財政フレームなしで各年度の予算編成は困難であると思えます。まして、平成13年度までの集中期間で、毎年度800億円を上回る財源不足を解消し、財政収支均衡の確保を目指すとするならば、極めて困難な課題だけに、財政フレームなくしては実現は無理であると思うのです。知事は、財政フレームの必要性をお認めになるのか、お聞きしたいのであります。

第3に、財政調整基金が底をついた中で、毎年度800億円の財源不足を埋めるには、何を歳出カットするのかとともに、既に活用されている超過課税のほかに、最近拡充された課税自主権を活用した財源確保策、例えば超過課税や法定外普通税、法定外目的税を導入する考えがあるのかも、明らかにしていただきたいのでございます。

第4に、県は、国の経済見通しや大蔵省の中期財政試算を基礎に、税収や交付税収入の伸びを見込んでおりますが、この政府の予測は、バブル崩壊後は当たったためしがなく、甘い予測ではないでしょうか。税収や交付税収入見込みが外れ、歳入が落ち込んだ場合には、平成12年度で財源不足が863億円なのでありますから、さらに財源不足が拡大するおそれがあります。900億円、1,000億円と財源不足が拡大したら、大変なことであります。このようなおそれがあると思うが、平山知事はないと言い切れるのかを御答弁いただきたいと思えます。

さきにも触れましたように、政府の経済見通しや中期財政試算は当たったためしがなく、経済戦略会議の答申は、政府の中ではまともに取り上げられていないのが現状なのに、それをベースにした県の見込みは大変甘いのではないかと思います。したがって、県は、税収を予測するために独自の経済予測が必要と思うが、やっておられるのか。あるいは必要でないのか。やっているとすれば、どのような経済予測と税収予測をしておられるのかも、明らかにしてほしいのであります。

第5に、その他経費が最近急増していますが、中小企業向け貸付金で不良債権化しているものはないのか。もしあるとすれば、それが後年度に財政的な負担を発生させるおそれはないのかも、お答え願いたいのでございます。

第6に、このたびの地方財政の危機は、国の景気対策を中心とする公共事業策に原因があるだけに、新潟県の県下の112市町村も、新潟県と同じような財政危機に陥っていると推測できます。現状はどうなっているのか。また、県と同じように、財政健全化計画の策定を求めているのか、御答弁をお願いいたします。

最後に、現在、地方分権一括法が国会で審議中でございます。今までの地方分権推進委員会の答申では、地方財源問題が大幅に後退しております。地方財源なきままに地方権限が強化されれば、財政面からは、むしろ国の中央集権化が強化されたこととなります。根本的には、国からの移転財源をなくし、地方の事業量に十分な地方財源が確保されるべきです。機関委任事務が廃止された以上、少なくともそれに見合う財源を地方に与えられるべきであります。また、経済はグローバル化し、特に金融の自由化により、課税客体の捕捉は難しく、国家による富の再配分機能は低下の一途にあり、その結果、国家の脆弱性は始まっております。

一方、少子・高齢化による地方自治体による社会サービスである富の再配分機能は強化が求められ、自己決定、自己責任の地方主権の確立が求められています。こうしたときであるからこそ、新潟県はどのような地方税制度改革により、どのような財源を求めているのか。どのような地方債制度改革や国庫負担制度改革を求め、どのような地方交付税改革を求めているのか、その結果、どのような地方財政制度改革を求めているのかも、明らかにしていただきたいのであります。

そして、地方分権法の審議の段階では、全国の都道府県と協力し、全国の都道府県財政基盤の強化を目指すべきであると思っておりますし、東北、北海道、北陸の地域の知事として、あるいは地方分権に熱心な全国の知事グループと協力し合っ、国に対してまとまった要求をし、実現をする努力をすべきではないかと思っておりますので、強く平山知事に御提言申し上げます。

以上、幾つかの点について平山知事のお考えをお聞きし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【平山征夫知事】

それでは、佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、地方財政の状況に対する認識、そして交付税特別会計の借り入れに対する考え方について、あわせてお答えしたいと思います。

平成11年度の地方財政対策では、恒久的減税に伴います減収額及び通常収支の財源不足を補てんするために、減税補てん債等を発行するとともに、交付税特別会計の借り入れにより対応し、交付税対応分の返済に当たりましては、国と地方が折半するとされたわけでありまして、この点の地方負担については不満の残るところでありますけれども、現在の国、地方を通じた厳しい財政状況にありましては、やむを得ない対応であったというふうと考えております。

しかしながら、こうした財源不足は、本来は地方税の拡充、そして交付税率の引き上げによる地方交付税総額の確保によって、完全に補てんされるべきものであるというふうと考えておりまして、その枠組みを守るよう、これまで国に対し強く主張してきたところでございます。

次に、交付税の充実に係る国への働きかけについてであります。これまで地方交付税率の引き上げを含みます地方財源の安定確保等につきましては、全国知事会等を通じまして要望いたしますとともに、毎回、国の施策に対する新潟県の要望といたしまして、その実現を強く働きかけておるところでございます。先般も、自治大臣に直接そのことを要望したばかりでございます。

現在のところ、国も極めて厳しい財政状況にありますことなどから、要望の実現には至っていないことはまことに残念であります。本県が財政の健全化を図っていくためにも、交付税の総額を確保することは、極めて重要な事柄でありますので、今後とも、全国知事会等と連携の上、その実現に向け、粘り強く働きかけをしていく考えでございます。

次に、元利償還金の基準財政需要額への算入ということについてであります。基準財政需要額は、毎年度の地方公共団体の財政需要や、収入を積み上げた地方財政計画に即して算定されておりまして、地方の財政需要に占める公債費の割合がふえれば、当然のことながら、その分、基準財政需要額の算定上も、公債費の割合がふえるという結果になるものでありまして、基準財政需要額に元利償還金を算入することをもって、直ちに交付税の特定財源化につながるというふうには言えないのではないかなというふうに考えております。

むしろ、償還時における高率での交付税充当を前提とした起債の増加が、結果として、その分の交付税の増額につながるのかといった問題の方が当面重要であるというふうに考えておりまして、この点を含めまして、交付税財源の総額の確保について、強く国に対し要望してまいっているところでございます。

次に、地方財源の確保と交付税制度改革及び地方財政制度改革についての国への要望について、あわせてお答えしたいと思います。

今後、地方分権の本格化に向けまして、国と地方公共団体の役割分担に合わせた税財源の充実確保、そのための国税と地方税の配分そのもの見直しが必要であるというふうに考えておりまして、先ほどもお答えいたしましたとおり、地方財源の充実につきましては、国に対しまして、全国知事会等を通じ、また、本県独自にも強く要望してきているところでございます。

また、交付税制度の改正要望につきましては、本県と比較的状況が似ております北海道、東北7県で、地方交付税制度研究会を開催いたしまして、その意見交換等を行いますとともに、本県への配分が有利となりますよう、毎年度の地方交付税制度改正要望において、単位費用や各種の補正係数の充実等を要望してまいっているところでございます。

次に、投資的経費の状況と今後の経済対策等への対応についてであります。まず、投資的経費につきましては、平成9年度の普通会計ベースで、普通建設事業が歳出全体の40%強を占めておりますけれども、これは本県の地形的な特性からの、災害に強い県土づくりや、中山間地などにおけるきめ細かな社会資本の整備などに係る予算がもともとかさんでおりますゆえ、近年では、本県の拠点性向上などに対応するための施設整備と、そしてまた、平成7年、10年、大規模な災害が発生し、その復旧と景気対策が重なって、対応に予算が一段とかさんだというふうに考えております。

なお、国の経済対策への対応についてであります。現時点ではその内容等が明らかになっておりませんが、基本的には、現在の厳しい財政状況を踏まえまして、国による財源補てんが完全に行われるのでなければ、今後の対応は困難であるというふうに考えております。

次に、財政指標等の財政フレームを明確にすべきであるという御意見でありますけれども、県としては、予算編成や決算分析に当たりまして、経常収支比率や公債費負担比率等の各種の財政指標をベースに、財政構造の分析、評価をしておりまして、これらを参考に総合的な判断のもと、適正な財政運営に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、予算編成時点では、地方財政対策とか国の予算動向を踏まえまして、翌年度の財政収支を見込む中で、予算規模、事業の必要性や優先性等を十分に吟味いたしますとともに、御指摘の各種の財政指標等も一つの目安にいたしまして、編成作業を実施しているところでありまして、県の財政状況を客観的に分析するという観点から、今後とも、これらの財政指標を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、財政健全化における歳出のカットと財源の確保策についてであります。これまでもお答えしておりますとおり、秋ごろを目途にまとめる財政健全化計画策定に向けまして、事業の総点検を実施中でありまして、その点検作業の中におきまして、事業の整理、重点化等を図ることとしております。また、課税自主権を活用した財源確保策ということについてでありますけれども、本県におきましては、昭和50年8月から法人県民税についての超過課税を導入いたしまして、同59年11月には、法定外普通税といたしまして核燃料税を創設しているところでございます。

今国会では、地方分権一括法案の中で地方税法の改正が提案されまして、平成12年度から法定外普通税の許可制が、国の同意を要する事前協議制へと改められ、そしてまた、法定外目的税が創設される見込みであります。

新たな税の導入につきましては、県民に通常以上の新たな負担を求めることとなりますので、極めて慎重な検討が必要であるというふうに考えておりますけれども、自主財源の充実の観点などから、今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、中期財政収支の見通しにおける税収等の見込みについてであります。現時点で今後の税収等歳入の内容を正確に見通すということは不可能でありますため、中期財政収支見通しにおいては、一定の前提を置いて歳入を見込んでおるわけでありまして、すなわち、県税、地方交付税等につきましては、

国の経済見通しの指標等を所与のものとして試算を行います一方、今後の国の地方財政対策等は全く考慮に入れておらないところでございます。

国の経済見通しは見込みが当たっていないという御指摘でございますけれども、国としての信頼に足る経済見通しがほかにないわけでありますので、これを使っておるといことは、一つの根拠としてはあるものというふうに考えております。

したがって、今回の中期財政健全化計画をベースに、毎年度の予算編成におきまして、こうした点が明らかになった段階で、そしてまた、国の地方財政計画がはっきりした段階で、それぞれ具体的な対応を行っていくこととなりますし、今回の見通しも、毎年毎年その前提となる数値が変わるときに、必要に応じまして中期的な見通しを見直していくということには当然なるというふうには思っております。

また、税収を予測するに当たりましては、地方交付税との整合性を図るために、両者共通の前提で試算を行うこととしたことから、県独自の経済予測ではなくて、国の経済戦略会議の答申における経済成長率等をもとに試算を行ったところでもございます。

次に、中小企業向けの貸付金の財政負担への影響についてでございますけれども、昨年10月、中小企業緊急経営支援資金を創設したことが、貸付金の急増の大きな要因となっております。この資金は、長引く景気の低迷によりまして、大変厳しい状況にあった中小企業の資金繰りの改善のために、緊急措置として創設したものでありまして、これまで大きな効果を上げているというふうに思っております。この趣旨に配慮しながら、貸し付けに当たりましては、借り入れ申し込み者の経営状況や今後の事業見通し等を審査した上で行われてきたものでありますし、また、厳しい現状を考慮いたしまして、2年据え置きを含みます7年で融資期間を設定するというようにいたしまして、返済条件にも十分配慮したところでございますので、大筋としては、着実に回収が図られるものというふうに見込んでありまして、直接将来の、これが財政負担に結びつくことになるというふうには考えておらないところでございます。次に、県内市町村の財政状況であります。市町村ごとに状況が違いますので、一概には申し上げられませんけれども、全体として、公債費等の義務的経費の増加等によりまして、経常収支比率が上昇を続けるなど、財政の硬直化が進み、次第に厳しい状況になっております。

しかしながら、市町村の場合は、比較的景気変動の影響を受けにくい固定資産税を中心としているという税収構造にありますことなどから、急激な財政悪化を来すおそれは県よりも少ないというふうに考えております。

また、市町村の財政健全化は、基本的にはそれぞれの実情を踏まえまして、自主的、自律的に取り組むべきものでありますので、県といたしましては、引き続き必要な助言は行ってまいりますけれども、県と同様な財政健全化計画の策定を市町村に求めるということは、現時点では考えておらないところでございます。

以上であります。

【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。

御答弁の中で、地方財政制度の限界というか、制度的な限界が既に来ているのかどうか、知事の、1つは認識についてお伺いしたいのであります。

御存じのとおり、憲法第8章で地方自治の本旨が明らかになっており、あるいは地方財政法第5条には、地方団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって財源としなければならないという原則があるわけです。

ところが、先ほども申し上げましたけれども、現在、地方債残高は176兆円、きのうからのニュースで見ますと、国の方が437兆円、合計613兆円にもなって、GDPの117%に既になっています。OECDの予測などを見ても、2004年に148%にはね上がる予測になっています。そうすると、大体765兆円以上、800兆円にもなりますが、一体全体、私たちの世代でつくり出した地方債や国債、借金、これが次の子供たちや孫の代まで引き継がれていくことは明確だと思うんです。

そうすると、既にささやかれているように、国債が中央銀行の引き受けであるとか、あるいはそういう問題が発生をしてくるでしょうし、そうなれば、生活の基盤を揺るがすようなハイパーインフレーションが起きたり、いろんな面での問題が起きてくると思うんです。

したがって、今日の段階で、まさに地方自治体の住民の生活を守るために、地方財政制度を本当にしっかりと健全財政化にするために考えないと、私は大変な事態になるのではないかと、そういう危機感が

あるわけです。

そういう意味で、それこそ平山知事は、その代表として本当に頑張ってもらっているわけですから、ぜひこの段階で、今の段階であるからこそ、地方財政の立て直しのために、地方財政制度の抜本的な改善、そのための、それこそ地方財源確保のための、国や、あるいはいろいろな知事と協力し合って、制度の改革を求めているとお願いしたいと思うんです。その点、知事の決意をお伺いしたいと思うんです。

もう一つは、交付税法の6条の3の2の問題は、昭和29年の、塚田十一郎さんが自治大臣のときから、何十年来という大課題になっています。しかし、昭和59年の、いわゆるオイルショック時の地方財政委員会が6.5%アップを勧告したにもかかわらず、これも実現していないわけです。以降、地方財政の危機になっていく一つの大きな要因になっている。こういう6条の3の2の事態が何回も何回も生まれておきながら、今回また6年も7年も続いておきながら、一向に改善されていないわけです。その結果、財政危機が深度化しているわけですから、やっぱりここは本気に地方自治体の財政を守るために、知事の本当の決意が必要な時期だと思うんです。

そういう意味で、ぜひもう一度、その点に対する認識を御答弁をお願いしたいと思うんです。

最後は、新たな超過課税や、例えば法定外普通税など、今回の地方税法の改正などでいろいろ出されています。ぜひ、法定外目的税についても、例えば広い意味で言えば、介護保険なども一種の目的税かもしれません。そういういろんな目的税のいいところとか、いろいろ特性がありますから、そういうことを十分に検討されてやっていくべきだし、もう一つは、環境に配慮したバズ課税、グッズ減税などという炭素税の導入だとか、いろいろなことがやられています。そういうことを広く検討材料にされて、この新潟県財政を一日も早く健全化をさせていただきたいと思いますので、その点、県知事はどのようにお考えなのか。ぜひ県知事のお考えをお聞きしたいと思います。

最後ですが、経済が少しよくなったと言っても、最近発表されたのは、依然として平均マイナス0.2ぐらいです。そういう状況からしても、財政は非常に厳しいと思いますので、ぜひ県独自の財政指標などを検討されてはどうかと思いますので、再度御答弁をお願いします。

【平山征夫知事】

再質問にお答えしたいと思います。最初に、地方財政制度の限界をどう認識しているかということですが、地方財政だけではなくて、国家財政が相当の危機に陥っているわけでありまして、600兆といたしまして、1億2,000万人の人口で割れば、1人500万。4人家族で、1家庭当たり2,000万の借金をしているわけでありまして、御指摘のとおり、それを世代間の不公平ということを言わずに、孫子が引き継いでくれるのかということについては大きな問題であります。

かつ、もう一つ大きな問題は、一方で世界に冠たる経済大国、1人当たりGNPが最も高い国である。経常収支が世界で最も大きな黒字を出している国が、一方で、財政赤字として世界で最も大きな赤字を出している。いわゆるパブリックセクターに大きな借金がこうして偏っているということは、国のあり方、仕組みとしてどうなのか、この議論がなければ、本当の意味の解決にならないわけでありまして、私は、そういう意味で、今当面の対策として、いろいろなことを、地方財政の責任者としてとっておりますけれども、そもそもは国家の危機、国家財政の問題をどうやっていくかということにかかわってくる。

その点においては、国の財政状況が大きく地方にも影響しているということは、御指摘のとおりだということふうに思います。

まして、先ほど議員が御指摘になったように、国家の赤字は中央銀行で処理できるというのは、そうではなくて、処理してしまうと、とんでもないことになるわけで、処理してはいけないわけですから、そういうことにならないで立て直していくことを、長期的に対策としてしっかり国も立てていただきながら、その中で、2番目の問題でございます、第6条3の2の交付税率の基本的なアップということは、当然であります。

地方の基準財政需要に基づく財源は、国が責任を持って確保するというのは、一つのルールでありますから、地方が基準以上にぜいたくをしたものについては、みずから責任をとらなきゃいけませんけれども、基準に合うものについてはきちんと財源を確保するというのは国の役割だということふうに思っていますので、引き続き、交付税率の基本的な引き上げについて、強く強く要望してまいりたいというふうに思っています。

法定外の問題、そしてまた、目的税ということですが、本県独自の目的税をどうやるか。行うかどうかということについては、なかなか難しい問題でありまして、これまでの推移からいえば、そう

簡単なことではないわけでありまして、場合によっては、他県に比べて本県の県民がこぞって、こういう県にしたい、そのためにはほかの県よりも通常の負担が多くても、こういう目的税でしっかりそのことをやるならば、負担してもいいというような議論があれば、一つの目的として本県の特徴をつくり上げていく。それが県民全体の福利に将来つながるという意味で議論が深まるならば、あり得るかもしれませんが、現時点では、そういう意味も含めて、今後の研究にゆだねていきたいというふうに思います。県独自の財政指標、おっしゃるとおりなんですけれども、既に最も基準になっております経常収支比率とか公債費負担比率を見ますと、私は、今の県の財政状況は、47都道府県のほぼ中間ぐらいにあるというふうに前々から申していますし、基金の残高が底をついてきたという意味では、ちょっと中間より悪くなっているかなというふうに現状では思っていますけれども、こうした基準になる主要な指標で見ますと、全国の中で10番ぐらいのいい方に入ってしまうということで、どうも実体とこうした比率が必ずしも合っていない、実感と合わないというところがございますので、もう少しいろんな意味での多面的な指標からの分析を行う必要があるというふうには認識しておりますが、現時点において、佐藤議員御指摘のような、これならというようなものがまだ見つかっていないと言いましょか、そういう状況でございますので、今後とも、指標等々、検討は重ねてまいりたいというふうに思っております。以上であります。